

契 約 書 (案)

以下の業務に関し、発注者と受注者は、次の契約条項により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和8年度大分地家裁合同庁舎外5庁空調設備保守点検等業務
案件内容・仕様	空調設備保守点検等業務
契約金額 (税込み)	金 ●●● 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 ●●● 円)
納入期限	令和09年03月31日
契約期間	令和08年04月01日 ~ 令和09年03月31日
納入場所・履行場所	別紙第1仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

本契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 08 年●月●日

発注者 支出負担行為担当官
大分地方裁判所長
●● ●●

受注者 〒●●●●-●●●●●
●●市●●町●●番地
●●会社●●●●
代表取締役 ●● ●●

(別紙)

契 約 条 項

(業務の内容等)

第1条 業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 内 容 別紙第1仕様書のとおり
- (2) 契約金額 金●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額金●●●円)

(契約保証金)

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、受注者が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、受注者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡することができる。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは、原則として禁止する。ただし、受注者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ(1)の通知事項を記載した書面をもって申請し、発注者が(2)の条件を付した上で書面により承諾した場合は、この限りではない。

(1) 通知事項

- ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託の必要性
- エ 契約金額

(2) 条件

- ア 履行確保及び責任については、すべて受注者が負うこと。
- イ 受注者において、委託先業者の業務状況をすべて把握できていること。
- ウ 委託先業者が知り得た情報は、受注者の責任において業務目的以外で使用させないこと。

(業務の監督)

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて、次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の検査
- (2) 業務の立会、指示、承諾及び協議
- (3) 作業に使用する部品等の検査

(業務完了の検査)

第6条 受注者は、業務が完了したときは、書面（業務完了報告書又は点検結果報告書等）によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務を完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

(代金の支払)

第7条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、別紙第2支払内訳書のとおり、遅滞なく適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第8条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、受注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、発注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては契約金額のうち当該業務に対応する金額に対し、遅延日数に応じて、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払いを要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項及び第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、この業務について秘密とされた事項を他に漏らしてはならない。

(危険負担等)

第11条 この業務の履行により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 受注者は業務の遂行その他の行為により、発注者に損害（部品等の瑕疵を原因として生じ

た損害を含む。)を与えた場合は、発注者の損害賠償請求に応じなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、業務終了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第6条第2項又は第3項の規定に基づく検査完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者(その代理人及び使用人を含む。)が次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別紙第1仕様書に違反した場合(第4号を除く)

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当する契約の条項違反その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別紙第1仕様書に違反した場合(第3号を除く。)

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、業務を施行することが不能となった場合

(3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合に、業務が完了し、検査に合格したもの

があるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第15条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を、発注者又は受注者の指定する期限内に支払うものとする。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第22条 発注者は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

（不当要求等に関する通報等）

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争の解決）

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

（契約の疑義）

第25条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者がその都度協議してこれを定めるものとする。

(別紙第1)

仕 様 書

1 件 名

令和8年度大分地家裁合同庁舎外5庁空調設備保守点検等業務

2 履行場所

別紙1のとおり

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 空調設備保守点検業務（別紙2-1及び別紙2-2のとおり）
- (2) 建築物環境衛生管理業務（別紙3のとおり）

5 障害発生時の対応

受注者は、発注者から障害発生のお知らせを受けた際は、即日中に（ただし、発注者の了承を得た場合はこの限りではない。）現場へ駆けつけ、以下の作業を行うものとする。

なお、作業にかかる費用については、受注者の負担とする。

- (1) 障害発生箇所、障害原因の特定及び発注者への速やかな報告
- (2) 障害復旧のための応急処置
- (3) 障害発生原因の責任が受注者にある場合、原因の完全復旧（修繕工事を含む。）

また、受注者は、自ら原因特定及び対応等の判断が困難である場合、必ずメーカーに確認した上で、発注者に原因及び対応等を報告する。

なお、障害内容については、後日、書面により報告するものとし、現況写真、原因（推定を含む。）、改善策及び測定値を提示するなど具体的な記載を行う。

6 作業時間

本仕様書の作業は、前記5を除き、原則として平日に行う。ただし、必要に

応じて、土曜日、日曜日及び祝日に指定する場合がある。

7 業務上の注意

- (1) 受注者は、本業務により生じた廃材等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に従い適正に処分する。
- (2) 受注者は、本業務従事者等の事故防止について万全の措置をとり、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、全て受注者の責任において処理する。
- (3) 受注者は、本業務を行うに当たり、点検箇所及びその周辺の施設、設備及び備品等（以下「施設・設備等」という。）を損傷しないように必要な養生を行う。
- (4) 本業務に伴い施設・設備等の汚破損が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において原状回復を行う。
- (5) 本業務に必要な資機材及び運搬費は、受注者の負担とする。
- (6) 本業務に必要な光熱水の使用料については、発注者の負担とする。
- (7) 受注者は、作業員に統一の制服又は腕章を着用させ、本業務に従事する者であることを明確にする。
- (8) 受注者は、発注者の許可のない場所へみだりに立ち入らず、作業員の休息及び休憩は、発注者の指定した場所のみで行う。
なお、庁舎及び敷地内は禁煙であるため厳守すること。
- (9) 受注者は、本業務の遂行に当たり、業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 本業務において必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、4月の点検日（不時の障害発生等により同点検日より前に作業員を派遣する場合も含む）前までに、本業務を担当する作業員の氏名を記載した一覧表を発注者に提出する。

なお、作業員が変更となる場合も同様とする。

- (2) 受注者は、発注者に対して、年間保守業務計画書を4月の点検日（不時の障害発生等により同点検日以前に作業員を派遣する場合も含む）前までに提出するものとする。

(別紙1)

履行場所

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 大分地方・家庭裁判所合同庁舎 | 大分市荷揚町7-15 |
| (2) 大分地方裁判所杵築支部庁舎 | 大分県杵築市大字杵築1180 |
| (3) 大分地方裁判所佐伯支部庁舎 | 大分県佐伯市野岡町2-13-2 |
| (4) 大分地方裁判所竹田支部庁舎 | 大分県竹田市大字竹田2065-1 |
| (5) 大分地方裁判所中津支部庁舎 | 大分県中津市二ノ丁1260 |
| (6) 大分地方裁判所日田支部庁舎 | 大分県日田市淡窓1-1-53 |

(別紙 2 - 1)

空調設備保守点検業務

別紙 1 の庁舎（以下「各庁舎」という。）に設置されている冷暖房設備等について、常に正常かつ良好な状態に維持するとともに、異常が生じた場合には、迅速かつ的確な処理を行うものとする。

1 対象設備

別表 1 「空調設備保守業務対象設備」のとおり

2 業務内容

- (1) 1 の対象設備（以下「本設備」という。）について、国土交通省大官房官庁営繕部監修「令和 5 年版建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第 2 編第 4 章「機械設備」及び第 5 章「監視制御設備」の規定にそれぞれ該当する設備において、各章で定められた点検内容及び別表 2 「点検時期及び点検要領」により、保守点検作業を行うものとする。

なお、空調機器用水の水質管理については、別紙 2 - 2 「特記仕様書（空調機器用水水質管理）」のとおり実施する。

おって、冷暖房切替作業は、バルブ切替を必ず先に行い、吸収式冷温水発生機の試運転に支障がないよう整備する。

- (2) 作業終了後、作業日の翌日から起算して 20 日以内（最終日が裁判所の休日にあたる場合は直前の開庁日）に報告書を提出する。

3 保守点検作業周期

2 の(1)の各保守点検作業は、別表 2 「点検時期及び点検要領」のとおり。

ただし、以下の点検は、期間中の同一日に実施する。

- (1) 暖房シーズンオフ点検及び冷房シーズンイン点検－ 4 月中
- (2) 冷房シーズンオフ点検及び暖房シーズンイン点検－ 10 月 19 日（月）から 11 月 20 日（金）まで

なお、「空調機器用水」にかかる点検等は別紙 2 - 2 「特記仕様書（空調機

器用水水質管理)」に定める期間で実施する。

4 消耗品

次に記載した消耗品等は、受注者の負担とする。

なお、冷却水の腐食等を防止するため、(2)については必要数量（大分地方・家庭裁判所合同庁舎は100kg程度、大分地方裁判所杵築支部庁舎及び大分地方裁判所日田支部庁舎は各50kg程度である。）を使用し、また、(3)については、錠剤又はカプセル状の薬剤を使用して管理する。

- (1) 薬剤（参考規格：タワークリンW-150）
- (2) マルチ薬品
- (3) 水処理剤
- (4) 殺菌剤
- (5) Vベルト、点検用ランプ類、冷媒ガス（補充）
- (6) ウェス、テープ類、グリス、潤滑油、鋸刃、接着剤、手袋、その他これらと同等程度の間接消耗材及び消耗品

5 異常確認時の報告等

受注者は、点検時に異常を確認した場合には、速やかに発注者に報告し、異常の原因の特定及び復旧のための応急処置等の対応を行うこと。

(別紙2-2)

特記仕様書 (空調機器用水水質管理)

第1 水質管理及びレジオネラ症防止作業

1 水質管理

空調機器用水 (冷却水系) について、共通仕様書第7節に従い水質管理を行う。

また、作業終了後、作業日の翌日から起算して20日以内 (最終日が裁判所の休日にあたる場合は直前の開庁日) に報告書を提出する。

2 レジオネラ症防止等作業

レジオネラ症防止等作業を第3及び第4のとおり実施する。

第2 水質管理で基準値に適合しなかった場合の措置等

1 PH及び電気伝導率の測定結果が基準値 (水処理剤等を使用している場合には、(一社)日本冷凍空調工業会発行「吸収式冷凍機 新しい運転管理の実務」3章3-2-2(6)記載の表3-6参照) に適合していない場合は水質ガイドラインの全ての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無について検査を行う。その結果、腐食又はスケール生成傾向がある場合は、他の定めに関わらず、ただちに発注者に報告し、報告を行った日の翌日から起算して5日以内 (裁判所の閉庁日を除く。) に、その詳細及び意見を付した書面を発注者に提出すること。

2 1の検査結果で、腐食又はスケール生成傾向がある場合は、共通仕様書第7節に記載の各措置を直ちに講じる。

3 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は、共通仕様書第7節に記載の各措置を直ちに講じる。

4 2及び3の措置のうちいずれかの措置を行った時は、再度、PH及び電気伝導率の測定を行い、基準値に適合することの確認を実施し、測定値を記載した報告書を提出すること。

第3 レジオネラ症防止作業

1 冷房シーズンイン作業

(1) 時期

4月末日まで (同日が閉庁日である場合には直前の開庁日までとする。)

(2) 方法

化学洗浄及び換水を実施したうえ、水処理剤及び殺菌剤を冷却塔に直接投入する。

2 冷房シーズンオン作業 (1回目)

(1) 時期

1の作業から2か月以内

(2) 方法

水処理剤及び殺菌剤を冷却塔に直接投入後、レジオネラ属菌検査を実施する (水処理剤の投入は、大分地方・家庭裁判所合同庁舎、大分地方裁判所杵築支部庁舎及び大分地方裁判所日田支部庁舎を除いて実施する。)

(3) 報告書

速報値を作業日の翌日から起算して15日以内 (裁判所の閉庁日を除く。) に発注者にメール又はファクシミリで通知し、詳細を含めた検査結

果報告書を同20日以内（裁判所の閉庁日を除く。）に発注者に提出すること。

3 冷房シーズンオン作業（2回目）

(1) 時期

2の作業から2か月以内

(2) 方法

水処理剤及び殺菌剤を冷却塔に直接投入する（水処理剤の投入は、大分地方・家庭裁判所合同庁舎、大分地方裁判所杵築支部庁舎及び大分地方裁判所日田支部庁舎を除いて実施する）。

第4 レジオネラ属菌検査で菌の数が基準値に適合しなかった場合の措置等

レジオネラ属菌検査で菌の数が基準値外となった場合若しくは、基準値内であっても菌を除去する必要がある場合には、冷却水の入れ替え、清掃及び薬剤投入等の基準値に適合する措置を直ちに実施する。

措置完了後は再度、レジオネラ属菌検査を実施する。この措置及び検査については、基準値に適合するまで繰り返し行うこととする。

また、検査を実施した場合は、測定値を記載した報告書を速やかに提出すること。

第5 費用の負担

第2及び第4の措置が必要となる場合、その措置に要する一切の費用は受注者の負担とする。

第6 提出書類

次の事項を記載した書類を、契約締結後、第3の1の作業の前日までに発注者に提出すること。

1 使用する洗浄剤、水処理剤、殺菌剤に関する書類

薬注装置が設置されている庁舎（大分地方・家庭裁判所合同庁舎、大分地方裁判所杵築支部庁舎及び大分地方裁判所日田支部庁舎）については、それに使用するマルチ薬品を含むほか、これらの薬剤を選定した理由を記載すること。

また、薬注装置のない庁舎については、水処理剤及び殺菌剤は2か月以上効果が持続するものを選定すること。

2 レジオネラ症防止作業に係る庁舎ごとの実施スケジュール

(別紙3)

建築物環境衛生管理業務

1 建築物環境衛生管理技術者の選任及び業務

大分地方・家庭裁判所合同庁舎において、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定する「建築物環境衛生管理技術者（以下「資格者」という。）」を選任し、当該庁舎の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ及びこん虫等の防除について、法令に定める管理基準に従い、維持管理を適正に行うよう監督業務を行うこと。

また、「建築物環境衛生管理技術者免状（写）」を契約日の翌日から起算して20日以内（最終日が裁判所の休日にあたる場合は直前の開庁日）に提出すること。

なお、本業務には関係機関等に提出する書類の作成等、また、検査等により資格者の立会を求められた場合の立会業務も含まれるものとする。

2 空気環境測定

各庁舎（ただし、大分地方裁判所中津支部庁舎を除く）において、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「事務所衛生基準規則」で規定する空気環境を以下の要領で測定する。

(1) 測定場所

裁判所が指定する各事務室及び外気の空気環境を測定する。

各庁舎の測定箇所数は次のとおり。

ア 大分地方・家庭裁判所合同庁舎 15箇所

イ 大分地方裁判所杵築支部 4箇所

ウ 大分地方裁判所佐伯支部 4箇所

エ 大分地方裁判所竹田支部 5箇所

オ 大分地方裁判所日田支部 4箇所

(2) 測定周期

2か月に1回（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）で、測定場所を1日に2回（午前、午後）測定する。

(3) 測定項目

浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流（外気は除く）の6項目とする。

(4) 測定方法

共通仕様書の第5編第2章の空気環境測定によるものとする。

(5) 報告書の提出

作業終了後、作業日の翌日から起算して20日以内（最終日が裁判所の休日にあたる場合は直前の開庁日）に測定結果等を記載した報告書を提出する。

なお、測定の結果、管理基準値（共通仕様書第5編第2章第2節の空気環境測定を表2.2.1のとおり）に適合しない場合には、受注者はその原因を推定し、改善策と併せて報告することとする。

(別表1)

空調設備保守業務対象設備

大分地方・家庭裁判所合同庁舎

機器名称	台数	機器仕様
吸収冷温水機 (二重効用吸収式)	2	形式 : 川重製 ΣTBG-100AN6Cガス焚き
空気熱源ヒートポンプユニット (家裁交通講習室)	1	室外機形式 : ダイキン工業 RZYP140KB (1台) 室内機形式 : ダイキン工業 FHYNP71P (ショーカセ) (2台)
冷却塔	2	形式 : 空研工業 SKB-100GR
ユニット形空気調和機	1	形式 : 昭和鉄工 CH-300EK
パッケージ形冷暖房機 (空冷ヒートポンプ式) (大会議室用)	1	形式 : ダイキン工業 SZVYCP450P
パッケージ形冷暖房機 (空冷ヒートポンプ式) (所長室用)	1	形式 : ダイキン工業 SZVYCP224P
冷却水ポンプ PCD-1.2	2	製造 : 荏原製作所 形式 : エバラFS型片吸込渦巻ポンプ 100X80FS4J611
冷温水1次ポンプ PCH-1.2	2	形式 : エバラFS型片吸込渦巻ポンプ 80X65FS4G63.7
冷温水2次ポンプ PCH3~6	4	形式 : エバラFS型片吸込渦巻ポンプ 65X50FS4J65.5
膨張タンク (開放形)	1	形式 : 馬場製作所
ファンコイルユニット(南棟)	3 6 15 16 8 2 6 1 1 1	形式 : 昭和鉄工 床置埋込形 CFR-84N2V FIH-8 形式 : 昭和鉄工 床置埋込形 CFR-62N2V FIH-6 形式 : 昭和鉄工 床置埋込形 CFR-42N2V FIH-4 形式 : 昭和鉄工 床置埋込形 CFR-31N2V FIH-3 形式 : 昭和鉄工 床置埋込形 CFR-21N2V FIH-2 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF -42N2V FRH-4 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF -21N2V FRH-2 形式 : 昭和鉄工 天井カセット形 CT-62H CK-4-6 形式 : 昭和鉄工 天井露出形 CSR -21N2V CR-2 形式 : 三菱電機 4方向カセット形 LH-800WAR-C
ファンコイルユニット(北棟)	9 6 33 17 16 1 2 1 1 1 1 3 2 3	形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF -124N2V FRH-12 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF - 84N2V FRH-8 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF - 62N2V FRH-6 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF - 42N2V FRH-4 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF - 31N2V FRH-3 形式 : 昭和鉄工 床置露出形 CF - 21N2V FRH-2 形式 : 昭和鉄工 天井カセット形 CT-62H CK-4-6 形式 : 昭和鉄工 天井カセット形 CT-42H CK-4-4 形式 : 昭和鉄工 天井埋込ダクト形 CSR-21N2V CIS-2 形式 : 昭和鉄工 天井カセット形 CSR-CX62V FCU-6 形式 : 昭和鉄工 天井カセット形 CSR-CX83V FCU-8 形式 : 昭和鉄工 天井露出形 CS-84N2V CR-8 形式 : 昭和鉄工 天井露出形 CS-62N2V CR-6

機器名称	台数	機器仕様
送風機		製造：松下電器産業
給気送風機 BF機械室 (FS-1)	1	形式：シロッコ床置 FY-21FKS-A
排気 BF機械室 (FE-1)	1	形式：シロッコ床置 FY-21FKS-A
地下記録庫排気 (FE-2)	1	形式：シロッコ床置 FY-06FKS-A
独房排気 BF機械室 (FE-4)	1	形式：シロッコ床置 FY-09FKS-A
便所系統 (FE-5)	1	形式：シロッコ床置 FY-15FKS-A
湯沸室排気 PH機械室 (FE-6)	1	形式：シロッコ床置 FY-12FKS-A
PH機械室 (FE-7)	1	形式：シロッコ床置 FY-12FKS-A
6F準備室排気 (FE-8)	1	形式：シロッコ床置 FY-06FKS-A
3F記録庫排気 (FE-11)	1	形式：シロッコ天吊 FY-06FKS-AC
5F記録庫排気 (FE-12)	1	形式：シロッコ天吊 FY-06FKS-AC
1, 4F記録庫系統 (FE-13)	1	形式：シロッコ天吊 FY-09FKS-AC
BF還気 南1F車庫 (FE-14)	1	形式：斜流壁掛 FY-45FKS-A
制御盤 地下 P-B-1	1	
制御盤 3F P-3-1	1	
制御盤 PH P-PH-1	1	
水処理管理装置	2	形式：栗田工業 クリバードA-1E

空調設備保守業務対象設備

大分地方裁判所杵築支部庁舎

機 器 名 称	台数	機 器 仕 様
小型吸収冷温水機ユニット (二重効用式)	1	形 式 : 矢崎総業 CH-KG40H
冷却塔	1	形 式 : 日立アプライアンス MT-60S1K
冷温水ポンプ	1	形 式 : 川本F形うず巻ポンプ F-656-M3.7
冷却水ポンプ	1	形 式 : 川本F形うず巻ポンプ F-806-M5.5
ユニット形空気調和機	1	形 式 : 日立アプライアンス AHHS-10
膨張タンク (開放形)	1	形 式 : ベルテクノ (100L)
オイルサービスタンク	1	形 式 : ベルテクノ (990L)
ファンコイルユニット	5	形 式 : 日立アプライアンス 床置 RF-208FB
	11	形 式 : 日立アプライアンス 床置 RF-308FB
	2	形 式 : 日立アプライアンス 床置 RF-408FB
	2	形 式 : 日立アプライアンス 床置 RF-608FB
	4	形 式 : 日立アプライアンス 天吊カセット形 RF-25CDLB
	10	形 式 : 日立アプライアンス 天吊カセット形 RF-35CDLB
	2	形 式 : 日立アプライアンス 天吊カセット形 RF-45CDLB
	2	形 式 : 日立アプライアンス 天井埋込形 RF-208C1B
送風機 (機械室用)	1	形 式 : TERAL CLF5-RS-B
(空調用)	1	形 式 : TERAL CLF5-RS-B
(1階給湯室用)	1	形 式 : TERAL CM4-17S
(法廷系排気用)	1	形 式 : TERAL CLF5-U-BH-L-RS
(便所用)	1	形 式 : TERAL CLF5-U-BH-L-RS
(記録庫・倉庫用)	1	形 式 : TERAL CM4-19S
制御盤 機械室 P-1	1	
水処理管理装置	1	形 式 : 東西化学サワコン SY-1BF-C

空調設備保守業務対象設備

大分地方裁判所佐伯支部庁舎

機 器 名 称	台数	機 器 仕 様
小型吸収冷温水機ユニット (二重効用吸収式)	1	形 式 : 日立アプライアンス HAU-KH40CXR
冷却塔	1	形 式 : 日立アプライアンス MT-60L1K
冷温水ポンプ (機械室)	1	形 式 : テラル 片吸込み渦巻きポンプ SHF-65
冷却水ポンプ (機械室)	1	形 式 : テラル 片吸込み渦巻きポンプ SMF-80
給水ポンプユニット (ファン室)	1	形 式 : テラル 樹脂製タンク一体形 RMB型
ユニット型空調和機 (機械室)	1	形 式 : 昭和鉄工 CV-140EK
膨張タンク (開放形) (ファン室)	1	形 式 : ホーコス 鋼板製 (内面エポキシ樹脂コーティング) ETK-100
オイルサービスタンク (機械室)	1	形 式 : ホーコス 灯油用鋼板製オイルタンク (屋内形, 防油堤付) HTS-950
エア抜きヘッダー (機械室)	1	形 式 : ホーコス 100φ×1,000L (溶融亜鉛めっき2種35)
ファンコイルユニット	17	形 式 : 日立アプライアンス 床置露出形 RF-208FB
	7	形 式 : 日立アプライアンス 床置露出形 RF-308FB
	5	形 式 : 日立アプライアンス 床置露出形 RF-408FB
	1	形 式 : 日立アプライアンス 床置露出形 RF-608FB
	1	形 式 : 日立アプライアンス 天井吊り (隠べい) 形 RF-208CIB
	1	形 式 : 三菱電機 天井埋込カセット型 LH-300WCR-D
送風機		
機械室系統給気 (機械室)	1	形 式 : テラル 天井吊形 CLF5-No.1.5-RS-KI
2F倉庫系統排気 (ファン室)	1	形 式 : 三菱電機 天井吊形 BFS-40SUC
別棟旧電気室系統排気 (電気室)	1	形 式 : 三菱電機 防爆形 EF-20YSD-V
別棟旧機械室系統排気 (機械室)	1	形 式 : 三菱電機 防爆形 EF-20YSD-V
1F便所系統排気 (ファン室)	1	形 式 : 三菱電機 天井吊形 BFS-120SUC
制御盤 CP-1 (機械室)	1	

空調設備保守業務対象設備

大分地方裁判所竹田支部庁舎

機 器 名 称	台数	機 器 仕 様
小型吸収冷温水機ユニット (二重効用吸収式)	1	形 式 : 矢崎総業 CH-K30
冷却塔	1	形 式 : 矢崎総業 CT-K30EN(Z)
冷却水ポンプ	1	形 式 : テラルキョクトウ SJ4-65×50H62.2
冷温水ポンプ	2	形 式 : テラルキョクトウ SJ4-50×40K63.7
ユニット形空気調和機	1	形 式 : ダイキン AVCD15ECKR
膨張タンク (開放形)	1	形 式 : TE-100
オイルサービスタンク	1	形 式 : ホーコス HTS-980
ファンコイルユニット	5	形 式 : 昭和鉄工 床置 CF-31N2 FCU-3
	7	形 式 : 昭和鉄工 床置 CF-42N2 FCU-4
	1	形 式 : 昭和鉄工 床置 CF-42N2V FCU-4
	9	形 式 : 昭和鉄工 床置 CF-62N2 FCU-6
	2	形 式 : 昭和鉄工 床置 CF-84N2 FCU-8
	1	形 式 : 昭和鉄工床置形ローボイ CFL-42N2 FCU-4
	2	形 式 : 昭和鉄工天吊セット CSR-21 FCU-2
	有圧換気扇(機械室窓取付)	1
動力操作盤 P-1盤	1	

空調設備保守業務対象設備

大分地方裁判所中津支部庁舎

機 器 名 称	台数	機 器 仕 様
吸収冷温水機	1	形 式 : 矢崎エナジーシステム CH-MZ80HC
冷却塔 (吸収式用)	1	形 式 : 荏原冷熱システム SBW-80ES
冷温水ポンプ	1	形 式 : テラル SJ4-80×65H65.5-e
冷却水ポンプ	1	形 式 : テラル SJ4-80×65K67.5-e
膨張タンク (開放形)	1	形 式 : ホーコス 鋼板製 ETK-100W
エア抜きヘッダー (機械室)	1	形 式 : ホーコス 100φ×1,200L (溶融亜鉛メッキ2種35)
ファンコイルユニット (ダクト接続タイプ)	16	形 式 : 新晃工業 SF-800-K FRH-8
	1	形 式 : ダイキン床置形 FWVK67AR FCU-6
	15	形 式 : 新晃工業 SF-600-K FRH-6
	13	形 式 : 新晃工業 SF-400-K FRH-4
	1	形 式 : ダイキン床置形 FWVK47AR FCU-4
	1	形 式 : 新晃工業 SF-300-K FRH-3
	2	形 式 : 新晃工業天井埋込カセット CP-600-B-K CK-2-6
	5	形 式 : 新晃工業天井埋込カセット CP-400-B-K CK-2-4
	7	形 式 : 新晃工業天井埋込カセット CP-300-B-K CK-2-3
	1	形 式 : ダイキン天井埋込カセット FWHCK2BDR FCU-2
	2	形 式 : 新晃工業天井埋込カセット CP-300-AH-K CID-3
送風機		
給気ファン (機械室)	1	形 式 : 三菱電機天吊 BF-21T5 FS-1
排気ファン (機械室)	1	形 式 : 三菱電機天吊 BF-19T5 FE-12
制御盤 P-1	1	
制御盤 LP-1	1	

空調設備保守業務対象設備

大分地方裁判所日田支部庁舎

機 器 名 称	台数	機 器 仕 様
小型吸収冷温水機ユニット	1	形 式 : 三洋電機 SUW-V50K
冷却塔	1	形 式 : 空研工業 SKB-50GR
冷温水ポンプ PCH-1, 2	2	形 式 : 荏原FS型片吸込渦巻ポンプ 65×50FS4J65.5
冷却水ポンプ PCD	1	形 式 : 荏原FS型片吸込渦巻ポンプ 80×65FS4H63.7
排風機 FE-2	1	形 式 : 荏原SRM3型片吸込マルチエースファン 11/2SRM3
排風機 FE-3	1	形 式 : 荏原SRM3型片吸込マルチエースファン 1SRM3
ユニット形空気調和機	1	形 式 : 木村工機 FCV-140SAK05-C
膨張タンク（開放形）	1	形 式 : ホーコス ETM-100
オイルサービスタンク	1	形 式 : ホーコス HTS-950-1000KT
ファンコイルユニット	3	形 式 : 三菱電機 床置 LV-200WFE-C2-K FCU-2
	7	形 式 : 三菱電機 床置 LV-300WFE-C2-K FCU-3
	3	形 式 : 三菱電機 床置 LV-600WFE-C2-K FCU-6
	5	形 式 : 三菱電機 天井埋込カセット LH-200WCR-D FCU-2
	3	形 式 : 日立 床置 RF-208FB FCU-2
	6	形 式 : 日立 床置 RF-308FB FCU-3
	1	形 式 : 日立 床置 RF-608FB FCU-6
	1	
制御盤	1	
水処理管理装置	1	形 式 : 栗田工業 クリバードA-1E

(別表2)

点検時期及び点検要領

庁名	対象機器等	数量	点検要領	実施時期											
				4月～6月			7月～9月			10月～12月			1月～3月		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				暖房OFF	冷房IN		冷房ON			ON点検(2箇所)		暖房ON			
4月中の同一日に実施									冷房OFF・暖房INは10月19日から11月20日の同一日に実施						
大分地方・家庭裁判所	吸収冷水機	2基	冷房OFF時に伝熱管のブラシ清掃も実施する。	○				○				○			○
合同庁舎	空気熱源ヒートポンプユニット	1台	フィルター清掃も行う。		○							○			
	冷却塔	2基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○			○			
	ユニット型空調和機	1基	①冷房・暖房IN時にロールフィルター調整及び交換作業を行う。 ②点検時、加湿装置の清掃を実施する。 ③点検時、排水受けの汚れ及び閉塞状況を点検し、必要に応じ、清掃及び調整を行う。		○		○	○	○		ON点検	○	○	○	○
	パッケージ形冷暖房機(空冷ヒートポンプ式)	2基	①エアフィルターの清掃を実施する。 ②共通仕様書中、表4. 3. 6(A/B)の内容で作業を行う。		○						ON点検	○			
	ポンプ類	8基	①グランドハッキン、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 7の「周期I」を採用する。		○							○			
	膨張タンク(開放形)	1基										○			
	ファンコイルユニット	154基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○							○			
	送風機	12基	①給気フィルターの清掃を実施する。 ②点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 8の「周期I」を採用すること。		○							○			
	制御盤	3台			○										
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○		○						
大分地方裁判所	小型吸収冷水機ユニット	1基			○			○				○			○
梓葉支部庁舎	冷却塔	1基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○			○			
	ポンプ類	2基	①グランドハッキン、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 7の「周期I」を採用する。		○							○			
	ユニット型空調和機	1基	冷房・暖房IN時にロールフィルター調整及び交換を行う。		○			○				○			○
	膨張タンク(開放形)	1基										○			
	オイルサービスタンク	1基										○			
	ファンコイルユニット	38基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○							○			
	送風機	6基	点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 8の「周期I」を採用する。		○							○			
	制御盤	1台			○										
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○		○						
大分地方裁判所	小型吸収冷水機ユニット	1基			○			○				○			○
佐伯支部庁舎	冷却塔	1基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○			○			
	ポンプ類	3基	①グランドハッキン、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 7の「周期I」を採用する。		○							○			
	ユニット型空調和機	1基	冷房・暖房IN時にロールフィルター調整及び交換を行う。		○			○				○			○
	膨張タンク(開放形)	1基										○			
	オイルサービスタンク	1基										○			
	エア抜きヘッダー	1基			○							○			
	ファンコイルユニット	32基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○							○			
	送風機	5基	点検周期は、共通仕様書中、表4. 4. 8の「周期I」を採用する。		○							○			
	制御盤	1台			○										
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○		○						

庁名	対象機器等	数量	点検要領	実施時期											
				4月～6月			7月～9月			10月～12月			1月～3月		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				暖房OFF	冷房IN		冷房ON			ON点検(2箇所) 冷房OFF・暖房IN			暖房ON		
				4月中の同一日に実施				冷房OFF・暖房INは10月19日から11月20日の同一日に実施							
大分地方裁判所	小型吸収冷水機ユニット	1基			○			○		○			○		
竹田支部庁舎	冷却塔	1基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○	○					
	ポンプ類	3基	①グランドハッキング、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4.4.7の「周期I」を採用する。		○						○				
	ユニット型空調和機	1基	冷房・暖房IN時にロールフィルター調整及び交換を行う。		○		○			○			○		
	膨張タンク(開放形)	1基								○					
	オイルサービスタンク	1基								○					
	ファンコイルユニット	27基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○					○					
	有圧換気扇	1基		○											
	制御盤	1台		○											
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○	○					
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						
大分地方裁判所	吸収冷水機	1基	冷房OFF時に伝熱管のフラン清掃も実施する。	○		○	○	○		○			○		
中津支部庁舎	冷却塔	1基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○	○					
	ポンプ類	2基	①グランドハッキング、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4.4.7の「周期I」を採用する。		○						○				
	膨張タンク(開放形)	1基								○					
	エア抜きヘッダー	1基			○					○					
	ファンコイルユニット	64基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○					○					
	送風機	2基	点検周期は、共通仕様書中、表4.4.8の「周期I」を採用する。		○						○				
	制御盤	2台			○										
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○	○					
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						
	大分地方裁判所	小型吸収冷水機ユニット	1基	冷房OFF時に伝熱管のフラン清掃も実施する。		○		○		○				○	
日田支部庁舎	冷却塔	1基	①冷房IN時に冷却管も含め清掃及び水張りを行う。 ②汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃及び換水を行う。		○		○	○	○	○					
	ポンプ類	3基	①グランドハッキング、連結カップリング、軸受及び回転部の点検を実施する。 ②排水管及びポンプの清掃及び点検を実施する。 ③点検周期は、共通仕様書中、表4.4.7の「周期I」を採用する。		○						○				
	排風機	2基	点検周期は、共通仕様書中、表4.4.8の「周期I」を採用する。		○						○				
	ユニット型空調和機	1基	冷房・暖房IN時にロールフィルター調整及び交換を行う。		○		○			○			○		
	膨張タンク(開放形)	1基								○					
	オイルサービスタンク	1基								○					
	ファンコイルユニット	28基	①冷房・暖房IN時にエアフィルターの清掃及びエア抜きを行う。 ②ドレン排水点検後に詰まりが発生した場合は直ちに改善すること。		○					○					
	制御盤	1台			○										
	空調機器用水・水質管理	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○	○					
	レジオネラ症防止作業	1式	特記仕様書による。		○		○	○	○						

(別紙第2)

支払内訳書

業務時期	支払金額(円)		
	小計	消費税等額	計
第1四半期			
第2四半期			
第3四半期			
第4四半期			
合 計			

※支払金額の明細は別紙第3のとおり

庁名	対象機器等	数量	実施時期												合計		
			4月～6月			7月～9月			10月～12月			1月～3月					
			4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
			暖房OFF	冷房IN		冷房ON			ON点検(2箇所) 冷房OFF-暖房IN			暖房ON					
大分地方裁判所 竹田支部庁舎	小型吸収冷温水機ユニット	1基															
	冷却塔	1基															
	ポンプ類	3基															
	ユニット型空調和機	1基															
	膨張タンク(開放形)	1基															
	オイルサービスタンク	1基															
	ファンコイルユニット	27基															
	有圧換気扇	1基															
	制御盤	1台															
	空調機器用水・水質管理	1式															
	レジオネラ症防止作業	1式															
小計																	
大分地方裁判所 中津支部庁舎	吸収冷温水機	1基															
	冷却塔	1基															
	ポンプ類	2基															
	膨張タンク(開放形)	1基															
	エア抜きヘッダー	1基															
	ファンコイルユニット	68基															
	送風機	2基															
	制御盤	2台															
	空調機器用水・水質管理	1式															
	レジオネラ症防止作業	1式															
	小計																
大分地方裁判所 日田支部庁舎	小型吸収冷温水機ユニット	1基															
	冷却塔	1基															
	ポンプ類	3基															
	排風機	2基															
	ユニット型空調和機	1基															
	膨張タンク(開放形)	1基															
	オイルサービスタンク	1基															
	ファンコイルユニット	28基															
	制御盤	1台															
	空調機器用水・水質管理	1式															
	レジオネラ症防止作業	1式															
小計																	

※ なお、上記金額には、消費税等額は含まれない。

第2 建築物環境衛生管理業務

庁名	実施項目	実施時期												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大分地方・家庭裁判所合同庁舎	建築物衛生管理技術者													
	空気環境測定													
小計														
大分地方裁判所杵築支部庁舎	空気環境測定													
	小計													
大分地方裁判所佐伯支部庁舎	空気環境測定													
	小計													
大分地方裁判所竹田支部庁舎	空気環境測定													
	小計													
大分地方裁判所日田支部庁舎	空気環境測定													
	小計													

※ なお、上記金額には、消費税等額は含まれない。